協働環境委員会 所管事務調査資料 (その1)

令和元年5月

市民協働部

人権·同和政策課(P3)

男女共同参画推進課(P5)

健幸・スポーツ課(P7)

まちづくり推進課(P13)

地域振興課(P17)

所管事務の概要(人権・同和政策課)

1 人権・同和政策課の組織(22名)

人権・同和対策係 15名 (嘱託職員2名、再任用職員3名、臨時職員7名含む) 人権・同和啓発担当5名 (嘱託職員1名、再任用職員1名含む)

2 所管事務事業の概要

人権·同和対策係

- (1)人権部落差別解消対策に関すること
- (2) 関係団体との連絡調整に関すること
- (3) 人権啓発センターに関すること
- (4) 不良環境地区の改善事業に関すること
- (5)人権擁護委員に関すること

人権・同和啓発担当

- (1) 人権啓発等の企画立案に関すること
- (2) 人権啓発等の推進に関すること
- (3)人権啓発等の相談に関すること
- (4) 人権啓発等の資料の収集・調査研究及び広報に関すること
- (5)解放子ども会、人権学級に関すること

3 所管事務事業の詳細

人権·同和対策係

(1) 人権部落差別解消対策に関すること

同和対策審議会答申に基づく特別対策による取り組みにより、生活環境 改善が図られた集会所・納骨堂について、老朽化等による修繕等の地域改 善事業を行っている。

(2) 関係団体との連絡調整に関すること

人権問題に係る部落差別解消推進団体との連絡調整、補完事務に対する 補助金交付を行っている。

(3) 人権啓発センターに関すること

福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる人権啓発センター3館の管理・運営及びデイサービス事業、相談事業等隣保館事業を行っている。

(4) 不良環境地区の改善事業に関すること

旧産炭地で、不良住宅の密集混雑の状況からみて環境改善等に施策を講じる必要があると認められる地区(低環境地区)の整備事業を活用して建設された集会所について、現在は風水害等の避難場所として利用されることもあるため、修繕等の管理を行っている。

(5) 人権擁護委員に関すること

適切な人材を登用するため情報の収集に努め、人権擁護委員の推薦を行っている。

人権・同和啓発担当

(1) 人権啓発等の企画立案に関すること

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「飯塚市部落差別を はじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に基づき、人権教育 及び人権問題の啓発事業を推進している。

(2) 人権啓発等の推進に関すること

同和問題強調月間事業(街頭啓発、講演会)などの人権問題講演会や研修会を実施し、市民の人権意識の高揚を図っている。

(3) 人権啓発等の相談に関すること

人権に関する問題について、弁護士による法律相談や一般相談等を行っている。

(4) 人権啓発等の資料の収集・調査研究及び広報に関すること 定期的な広報として、市民一人ひとりの人権が尊重される差別のない 社会の実現を目指し、人権問題に関する市報への掲載や人権いいづか特

集号の発行、市内の各施設に啓発パネルの掲示等を行っている。

(5)解放子ども会、人権学級に関すること

解放子ども会は人権学習活動・体験学習活動を通して、少年期における 人権啓発の推進を図っている。

人権学級は、人権教育推進を図るため、さまざまな人権問題の学習機会 を提供している。

4 所管施設の概要(2019年4月1日現在)

面積単位: m²

施設名	建設年	延床面積	管理状況
立岩人権啓発センター	1982	931	直営
穂波人権啓発センター	1975	628	直営
筑穂人権啓発センター	1974	553	直営
集会所等(44ヵ所)	_	_	地元管理
納骨堂 (30 ヵ所)	_	_	地元管理

所管事務の概要(男女共同参画推進課)

1 男女共同参画推進課の組織(4名)

2 所管事務事業の概要

企画担当

- (1) 男女共同参画推進条例に関すること
- (2) 男女共同参画プランに関すること
- (3) 男女共同参画推進体制に関すること
- (4) 男女共同参画オンブズパーソンに関すること
- (5) 女性活躍推進事業の実施に関すること

事業係

- (1) 男女共同参画に関する情報収集及び広報に関すること
- (2) 飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関すること
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた事業の実施に関すること
- (4) 関係団体との交流、支援に関すること

3 所管事務事業の詳細

企画担当

(1) 男女共同参画推進条例に関すること 男女共同参画推進に関し、基本理念、市の施策の基本となる事項等を定めた 条例に基づき、市、市民及び事業者等が一体となり、男女共同参画社会の実現 を目指す。

(2) 男女共同参画プランに関すること

男女共同参画社会の実現を目指す施策を総合的かつ計画的に実施するため、 平成29年3月に「第2次飯塚市男女共同参画プラン」を策定。

平成29年度を初年度とし令和8年度を目標年度とする10か年計画であり、 各施策について、男女共同参画推進委員会において進捗状況の進行管理を行う。

- (3) 男女共同参画推進体制に関すること
 - ①飯塚市男女共同参画推進委員会 学識者、社会活動団体、公募による委員等で構成する市長の附属機関
 - ②飯塚市男女共同参画推進本部会議 市長、副市長、教育長、企業管理者、部長、都市施設整備推進室長、議会事 務局長、企業局長及び女性の管理職のうち本部長が指名する者で構成する庁 内推進体制
 - ③飯塚市男女共同参画推進協議会 関係課長及び女性役付き職員で構成する庁内推進体制
 - ④飯塚市男女共同参画推進員本庁及び支所の各課1名の職員で構成する庁内推進体制
- (4) 男女共同参画オンブズパーソンに関すること

男女共同参画社会づくりの視点で、市の施策に対する市民等からの苦情の 申し出や、性別に基づく人権侵害を受けた方からの救済の申し出を男女共同参 画の立場で処理する苦情処理機関との調整を行う。 (5) 女性活躍推進事業の実施に関すること

第2次飯塚市男女共同参画プランでは、第3章基本目標2に「あらゆる分野における女性の活躍推進」を掲げ、家庭、地域、職場で様々な取組を実施。
取組の一つとして「イクボス推進促進事業」を毎回県地域女性活躍推進

取組の一つとして、「イクボス推進促進事業」を福岡県地域女性活躍推進 交付金を活用して実施する。

- ○イクボス養成研修会等の開催
- I I Z U K A イクボスマガジン (嘉飯桂取組事例集) の作成

事業係

- (1) 男女共同参画に関する情報収集及び広報に関すること 定例的な広報として、男女共同参画推進に関する特集及びサンクス通信等 を市報へ掲載するとともに、男女共同参画推進センター情報誌サンクスの発 行を行う。
- (2) 飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関すること 男女共同参画推進センターは、男女共同参画社会の実現を目指し市民等と 連携して男女共同参画の推進を図る拠点施設として位置づけされている。

〔男女共同参画推進センター施設〕学習交流室、技能向上室、軽運動室、幼児室、相談室

準備室、サンクスホール

- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた事業の実施に関すること
 - ○講座、パネルの掲示等啓発事業の実施
 - ○相談事業の実施 法律相談、一般相談、職場の悩み相談、就業支援相談、DV 等相談
 - ○関係機関等との共催事業の実施

(4)関係団体との交流、支援に関すること

男女共同参画社会の実現を目指して地域で活動する団体等へ使用料の減免、情報・資料等の提供等、支援を行う。

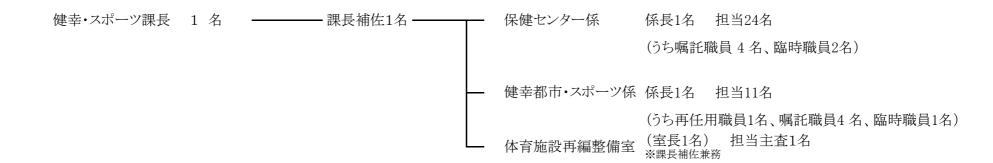
- ○男女共同参画推進センターの登録団体等への支援
- ○飯塚市男女共同参画推進事業補助金の交付
- 4 所管施設の概要(2019年4月1日現在)

面積単位:m²

施設名	建設年	延床面積	管理状況
飯塚市男女共同参画推進センター (サンクス)	1996	653	直営

所管事務の概要(健幸・スポーツ課)

1 健幸・スポーツ課の組織



2 所管事務事業の概要

保健センター係

- (1) 保健衛生に関すること。(母子保健事業、健康づくり推進事業(体力づくり事業)、予防接種、がん検診等)
- (2) 地域医療の総合的対策に関すること。

健幸都市・スポーツ係

- (1) 社会体育施設の維持管理及び運営に関すること。
- (2) 各種大会を通じて市民の体力向上とスポーツの振興を図ること。
- (3) 一般社団法人飯塚市スポーツ協会等社会体育団体の育成に関すること。
- (4) 各種スポーツ教室、講習会並びに競技大会に関すること。
- (5) 生涯スポーツ及びレクリエーション運動に関すること。
- (6) 健幸都市推進(マスタープラン)関連事業に関すること。

体育施設再編整備室

(1) 体育施設の再編整備に関すること。

3 所管事務事業の詳細

保健センター係

- (1) 保健衛生に関すること。
 - ① 予防接種

ア目的

予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るもの。

イ 主な事業内容

· 定期予防接種(A類疾病)

B型肝炎、ヒブ感染症、小児肺炎球菌、不活化ポリオ、三種混合、四種混合、二種混合、BCG、、MR(麻疹風疹)、水痘、日本脳炎、 子宮頸がん

- ・定期予防接種(B類疾病)
- 高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌
- ・任意予防接種(A類疾病)の費用の一部助成 風しん、MR(麻しん・風しん混合)
- ② 保健事業

ア目的

健康増進法に基づき健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、保健事業を総合的に実施し、市民の保健の向上を図るもの。

イ 主な事業内容

健康教育、健康相談、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、訪問指導等

③ 母子保健事業

ア目的

母子保健法に基づいて、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性及び乳幼児の健康教育、健康診査、訪問 指導等をとおして、母子保健の向上に寄与するもの。

イ 主な事業内容

母子手帳の交付、母親学級、両親学級、健康診査(4か月・8か月・1歳6か月・3歳児)、妊婦健康診査事業、乳幼児育成指導事業、新生児訪問指導、離乳食・幼児食教室、未熟児養育医療、不妊治療助成事業等

④ 健康づくり推進事業(体力づくり事業)

ア目的

参加者一人ひとりの健康状態をメディカルチェックや体力測定により把握し、保健、栄養、運動面から助言・指導を行い、日常的な実践に結びつけることにより、寝たきりや生活習慣病の予防、改善等の健康増進のための援助を行うもの。

イ 主な事業内容

健康度測定(問診・体力測定・肥満度測定・保健指導)、トレーニング指導、効果測定等

⑤ 施設概要

ア 飯塚市保健センター(忠隈523番地、穂波庁舎に併設)

構造 鉄骨コンクリート造2階建て

延床面積 14,712.42 m²

用 途 1階:健康増進室、体力測定室

2階:調理室、機能回復訓練室

イ 子育て世代包括支援センター(保健センター内に設置)

- (2) 地域医療の総合的対策に関すること。
 - ① 救急医療

ア目的

救急医療体制を整備し、急病患者に対し、応急診療を行うもの。

イ 主な事業内容

初期救急医療 在宅当番医制(休日昼間)、急患センター(土曜及び休日18~22時、年末年始14~17時半・18~22時、その他19~21時) 二次救急医療 病院群輪番制(平日・十18~翌8時及び休日8~18時・18~翌8時))

② 施設概要

ア 飯塚急患センター(吉原町1番1号)

構造 鉄筋コンクリート造11階建て

延床面積 14,712.42 m²

用 途 2階全体面積1,213.07㎡のうち急患センター専用部分227.22㎡

検診検査センター専用部分381.44m²

共用部分604.41 m²

健幸都市・スポーツ係

(1) 社会体育施設の維持管理及び運営に関すること。

所管施設の概要

施設名	建設年	延床面積(㎡)	管理状況	施設名	建設年	延床面積(m²)	管理状況
飯塚市飯塚第1体育館	昭和47年	15,700	指定管理	飯塚市筑穂グラウンド	昭和57年	10,006	直営
飯塚市飯塚第2体育館	昭和60年	2,113	指定管理	飯塚市筑穂多目的グラウンド	平成10年	17,503	直営
飯塚市穂波体育館	昭和57年	1,577	指定管理	飯塚市頴田グラウンド	昭和48年	14,403	直営
飯塚市穂波B&G海洋センター	昭和58年	(79,101) 旧穂波総合運動公園	指定管理	飯塚市庄内グラウンド	昭和50年	18,021	直営
飯塚市筑穂体育館	昭和57年	6,807	直営	飯塚市庄内工場団地グラウンド	昭和63年	28,437	直営
飯塚市頴田体育館	昭和48年	8,157	直営	飯塚市市民広場(河川敷)	-	10,028	直営
飯塚市庄内体育館	昭和58年	8,130	直営	飯塚市秋松運動広場	平成19年	26,750	直営
飯塚市穂波武道館	昭和55年	3,551	直営 (一部委託)	飯塚市椿運動広場	平成19年	10,200	直営
飯塚市頴田武道館	昭和50年	495	直営	市民公園弓道場	昭和47年	895	指定管理
飯塚市穂波野球場	昭和58年	(79,101) 旧穂波総合運動公園	指定管理	市民公園テニスコート	昭和45年	(38,830) 陸上競技場と合算	指定管理
飯塚市筑穂野球場	平成10年	78,029	指定管理	飯塚市穂波テニスコート	昭和58年	(79,101) 旧穂波総合運動公園	指定管理
飯塚市頴田野球場	昭和48年	10,521	直営	飯塚市頴田テニスコート	昭和50年	1,844	直営
飯塚市庄内野球場	昭和57年	11,592	直営	健康の森公園市民プール	平成15年	22,341	指定管理
市民公園健幸スポーツ広場	昭和45年	(38,830) テニスコートと合算	指定管理	飯塚市穂波市民プール	昭和58年	(79,101) 旧穂波総合運動公園	指定管理
市民公園運動広場	昭和47年	16,882	指定管理	飯塚市穂波艇庫	昭和58年	23,844	直営
健康の森公園多目的広場	平成17年	39,999	指定管理	健康の森公園多目的施設	平成21年	1,254	指定管理
飯塚市穂波グラウンド	昭和58年	(79,101) 旧穂波総合運動公園	指定管理				

[※] 穂波B&G海洋センター、穂波野球場、穂波グラウンド、穂波テニスコート、穂波市民プールは旧穂波総合運動公園として一体整備

- (2) 各種大会を通じて市民の体力向上とスポーツの振興を図ること。
 - ① 市主催事業(一般社団法人飯塚市スポーツ協会委託)

ア目的

スポーツ大会への参加をきっかけとし、市民の健康増進及び地域の連帯感の醸成を目的とする。

- (3) 一般社団法人飯塚市スポーツ協会等社会体育団体の育成に関すること。
 - ①一般社団法人飯塚市スポーツ協会

ア目的

市民の健康、体力の増進及びスポーツ活動を通じ相互の親睦、運動技術の向上を図り併せて本市のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

②社会体育振興会

ア目的

市民の健康、体力の増進及びスポーツ活動を通じ相互の親睦、運動技術の向上を図り併せて本市のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

- (4) 各種スポーツ教室、講習会並びに競技大会に関すること。 各種スポーツ教室、講習会、講習会並びに競技大会に関することについては、(4)①の内容と重複するので省略。
- (5) 生涯スポーツ及びレクリエーション運動に関すること。

ア目的

スポーツ推進委員と協力し、ニュースポーツ教室、大会、レクリエーション活動を実施し、市民の健康増進及び地域の連帯感の熟成を目的とする。

- (6) 健幸都市推進(マスタープラン)関連事業に関すること。
 - ① 健幸プラザ「いいけん広場」(飯塚市本町14番6号)

ア 飯塚本町コミュニティビル"アフレール"

・構 造 鉄筋コンクリート造り4階建て・・・敷地権付区分建物

1階 健幸プラザ、店舗部分/㈱まちづくり飯塚 2階~4階 賃貸住宅24戸/㈱まちづくり飯塚

- ·建築面積 897.46 m² (複合ビル全体)
- •延床面積 2,556.95㎡
- イ 健幸プラザ「いいけん広場」
 - ・用 途 トレーニング室(約222.32 m²)、多目的室(約179.41 m²)、男女別シャワー室・トイレ・更衣室等

- ・目 的 市民の交流及び健康意識の向上を図り、市民の健康維持及び疾病予防の促進する健幸づくり拠点施設とする。
- ② 飯塚市あるこう大会「健幸ウォーキング大会」

平成30年度 第6回健幸ウォーキング大会(3月3日:飯塚市役所~市街地)

雨天中止 申込者数4km:149名、10km:191名、14km:89名

- ③ まちづくり協議会との連携事業に関すること。
 - ア 健康づくりや運動イベントを主体的に運営していく人材育成

イ 各地区ウォーキングイベント等の開催による参加人口の増加・推奨運動量の拡大

- ④ 市内ウォーキングコースの普及・促進に関すること。
 - ア ウォーキング教室(運動教室)の開催

イ ウォーキングコースの普及促進

⑤ 健幸ポイント事業

ア 目 的 市民の主体的な健康づくりへの契機とし、市が実施する健康づくり事業への積極的な参加を促進するもの。

イ 事業概要 市が実施する健康づくりに関する事業の参加についてポイントを付与し、合計30ポイントで応募いただき、応募者の中から抽選で400名に賞品を贈呈するもの。

体育施設再編整備室

(1) 体育施設の再編整備に関すること。

「飯塚市新体育館建設基本計画」に基づき、飯塚第1・2体育館、頴田体育館、穂波武道場、頴田武道場、飯塚市弓道場の6施設を集約した新体育館を市民公園健幸スポーツ広場(旧陸上競技場)に建設するもの。

【基本設計における計画概要】

名 称 飯塚市新体育館 所在地 飯塚市鯰田1560番地5 敷地面積 約31,000㎡

延床面積 8,963.40 m² 階 数 地上2階 構 造 RC造(一部S造)

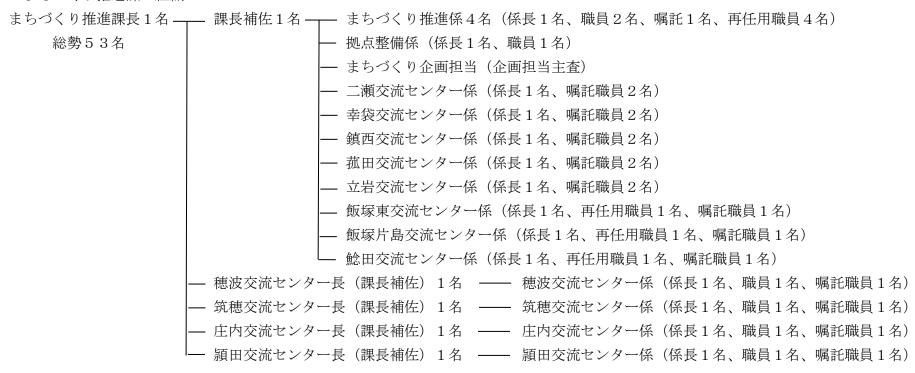
建物概要 1階:メインアリーナ、多目的ホール(サブアリーナ)、多目的室、会議室等

2階:トレーニング室、弓道場、メインアリーナ観覧席等 駐車場:300台以上

開館予定 令和4年(2022年)度中

所管事務の概要(まちづくり推進課)

1 まちづくり推進課の組織



2 所管事務事業の概要

まちづくり推進係

- (2) コミュニティ組織の支援及び連絡調整に関すること。
- (3)住民自治振興及び自治会活動に関すること。
- (4) 市民活動の推進に関すること。
- (5) 地縁による団体の許可に関すること。
- (6)課の庶務に関すること。

拠点整備係

- (1) コミュニティ施策の企画、調整及び実施に関すること。 (1) 交流センター(二瀬、幸袋、鎮西、菰田、立岩、飯塚東、飯塚 片島、鯰田、穂波、筑穂、庄内、頴田交流センター)を統括し、 事務事業の連絡調整を行う。
 - (2) 交流センターの管理運営に関すること。
 - (3) 交流センター運営審議会に関すること。
 - (4) 地域拠点施設の企画・地元調整・設計・建設に関すること。

まちづくり企画担当

- (1) コミュニティ施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) コミュニティ組織の支援及び連絡調整に関すること。

二瀬交流センター係、幸袋交流センター係、鎮西交流センター係、 菰田交流センター係、立岩交流センター係、飯塚東交流センター係 飯塚片島交流センター係、鯰田交流センター係、穂波交流センター係 筑穂交流センター係、庄内交流センター係、頴田交流センター係 共通事項

- (1) 交流センターの管理運営に関すること。
- (2) 交流センター運営審議会に関すること。
- (3) 交流センターの指定統計及び資料に関すること。
- (4) コミュニティ施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (5) コミュニティ組織の支援及び連絡調整に関すること。
- (6) 住民自治振興及び自治会活動に関すること。
- (7) 市民活動の推進に関すること。
- (8) 地縁による団体の許可に関すること。
- (9) 学校施設等の目的外使用にかかる事務に関すること。

穂波交流センター係、筑穂交流センター係、庄内交流センター係、 額田交流センター係 共通事務

(1) 青少年健全育成に関すること。

筑穂交流センター係

(1) 筑穂ふれあい交流センターの管理運営に関すること。

3 所管事務事業の詳細

まちづくり推進係

- (1) コミュニティ施策の企画、調整及び実施に関すること。 市民協働のまちづくり推進のため、市内12地区.交流センターを活動拠点とするまちづくり協議会と連携して、地域課題解決のための事業企画及び実施に向けた調整を行っている。
- (2) コミュニティ組織の支援及び連絡調整に関すること。 市内12地区のまちづくり協議会の活動に対し、各種支援や 連絡調整を行っている。
- (3)住民自治振興及び自治会活動に関すること。 住民自治振興のため、各地区自治会の活動支援、自治会加入 促進及び自治会長会、自治会連合会の業務、また、市の行政事 務の一部委嘱に関する業務等を行っている。
- (4) 市民活動の推進に関すること。 市民団体の活動支援及びコミュニティ団体への助成申請等に 係る業務を行っている。
- (5) 地縁による団体の許可に関すること。

地方自治法第260条2及び同施行規則第18条に基づき、 申請された地縁団体(自治会)に対し、法人格を与える認可業 務等を行っている。

拠点整備係

(1) 交流センター(二瀬、幸袋、鎮西、菰田、立岩、飯塚東、飯塚 片島、鯰田、穂波、筑穂、庄内、頴田交流センター)を統括し、 事務事業の連絡調整を行う。

- (2) 交流センターの管理運営に関すること。 市内12地区交流センターの利用申請、許可等事務を統括し、 予算執行や契約等の施設管理に関する業務を行っている。
- (3) 交流センター運営審議会に関すること。 交流センターの円滑な運営を図るため、設置する運営審議会 を開催している。
- (4) 地域拠点施設の企画・地元調整・設計・建設に関すること。 交流センターの建設、改修工事及び維持補修等を行っている。

まちづくり企画担当

- (1) コミュニティ施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) コミュニティ組織の支援及び連絡調整に関すること。 まちづくり推進係が所管する(1)及び(2)の事務事業の 詳細に同じ。
- 二瀬交流センター係、幸袋交流センター係、鎮西交流センター係、 菰田交流センター係、立岩交流センター係、飯塚東交流センター係 飯塚片島交流センター係、鯰田交流センター係、穂波交流センター係 筑穂交流センター係、庄内交流センター係、頴田交流センター係 共通事項
- (1) 交流センターの管理運営に関すること。
- (2) 交流センター運営審議会に関すること。 拠点整備係が所管する(2)及び(3)の事務事業の詳細に 同じ。
- (3) 交流センターの指定統計及び資料に関すること。 交流センターの利用状況に関する利用者統計等の資料作成を

行っている。

- (4) コミュニティ施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (5) コミュニティ組織の支援及び連絡調整に関すること。
- (6) 住民自治振興及び自治会活動に関すること。
- (7) 市民活動の推進に関すること。
- (8) 地縁による団体の許可に関すること。 まちづくり推進係が所管する(1)から(5)の事務事業の 詳細に同じ。
- (9) 学校施設等の目的外使用にかかる事務に関すること。 交流センターに隣接する学校施設等に関する使用申請、許可 等に関する業務を行っている。

穂波交流センター係、筑穂交流センター係、庄内交流センター係、 頴田交流センター係 共通事務

(1) 青少年健全育成に関すること。 青少年健全育成活動に対し、事務支援を行っている。

筑穂交流センター係

(1) 筑穂ふれあい交流センターの管理運営に関すること。 筑穂庁舎に設置している筑穂ふれあい交流センターの利活用 促進及び管理運営を行っている。

3 所管施設の概要

面積単位: m²

施設名	建設年	延床面積	管理状況	施設名		建設年	延床面積	管理状況
飯塚市二瀬交流センター	S46	1,066	直営	飯塚市穂波交流センタ	飯塚市穂波交流センター		1, 795	直営
飯塚市幸袋交流センター	S47	902	直営	飯塚市筑穂交流センター		S55	2, 304	直営
飯塚市鎮西交流センター	H29	1, 268	直営	飯塚市庄内交流セン	飯塚市庄内交流センター	S60	2, 218	直営
飯塚市菰田交流センター	S48	842	直営	ター	飯塚市庄内交流センター別館	H16	553	直営
飯塚市立岩交流センター	S49	3, 051	直営	飯塚市頴田交流セン	飯塚市頴田交流センター	H25	937	直営
飯塚市飯塚東交流センター	S49	854	直営	ター	飯塚市頴田交流センター別館	Н8	996	直営
飯塚市飯塚片島交流センター	S57	934	直営	飯塚市筑穂ふれあい交流センター		Н31	908	直営
飯塚市鯰田交流センター	S51	894	直営	政場目 現代の (100) (一文/世ピング		(※改修年)	900	<u></u>

所管事務の概要(地域振興課)

1 地域振興課の組織

市民交流係 8名 地域振興課長 課長補佐 1名 1名 (本庁:係長 1名 (地域公共交通 市民交流プラザ :再任用1名、嘱託2名 支援室長兼務) 消費生活センター :再任用1名、嘱託3名) ふるさと応援係 2名 (係長1名、嘱託1名) 地域公共交通支援室 4名 (担当主查1名、職員1名、嘱託2名)

2 所管事務事業の概要

市民交流係

- (1)市民交流プラザの管理運営に関すること
- (2)NPO・ボランティア活動の支援に関すること
- (3)市民交流の推進に関すること
- (4)市民相談・法律相談・行政相談に関すること
- (5)消費生活に関すること
- (6)消費生活センターの管理運営に関すること
- (7)計量器に関すること
- (8)行政相談員に関すること

ふるさと応援係

(1)ふるさと応援寄附事業に関すること

地域公共交通支援室

- (1)コミュニティ交通に関すること
- (2)地域公共交通協議会及び地域公共交通会議に関すること
- (3)地域公共交通網形成計画に関すること
- 3 所管事務事業の詳細 市民交流係
- (1)市民交流プラザの管理運営に関すること NPO・ボランティア活動の支援に関すること 市民交流の推進に関すること

飯塚市市民交流プラザを設置し、市民活動、国際交流、大学と連携したまちづくりその他の各種公益的事業を推進するため、市民の自主的で公益的な活動を支援する。また、ボランティアや市民活動に既に活動中、及び今後取り組もうとする市民及び団体に対して、各種講座の実施を通じた情報提供等の支援を行う。

(2)市民相談・法律相談・行政相談に関すること 行政相談員に関すること

相続、遺言、交通事故、その他法律上の問題を無料で弁護士に相談できる「無料法律相談」、官公庁署への許認可申請手続などを行政書士に相談できる「くらしの手続き無料相談」、行政への苦情、意見・要望などを行政委員に相談する「行政相談」等について市民に情報提供し、個別の問題解決を支援する。

(3)消費生活センターの管理運営に関すること 消費生活に関すること

飯塚市消費生活センターを設置し、市民の消費生活に関する苦情相談や多重債務問題に関する相談を受け付け、トラブルの防止を図るとともに、解決に向けた助言や情報提供などを行う(嘉麻市、桂川町との共同事業)。また、消費生活に関する情報の発信を通じて、市民への啓発活動を行う。

(4)計量器に関すること

一般社団法人福岡県計量協会と連携・協力し、商店や病院等に設置されている計量器を対象とした「特定計量器定期検査」を実施する(検査は 二年に一度で、本市は令和元年度に実施予定)。

ふるさと応援係

(1)ふるさと応援寄附事業に関すること

「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」に貢献したいという全国の住民からの寄附を受け付け、飯塚市のまちづくりに活用する。

ふるさと納税推進委員会・関係校の同窓会・ふるさと納税の事業者が 開催するイベント等で、飯塚市や返礼品のPRを実施している。

地域公共交通支援室

(1)コミュニティ交通に関すること

高齢者等の交通弱者及び交通空白地域居住者の移動支援を目的として、コミュニティ交通事業を運営する。令和元年度においては、定時定路線型のコミュニティバス(4路線)及びデマンド型の予約乗合タクシー(市内8地区)を運行している。

(2)地域公共交通網形成計画に関すること

地域公共交通協議会及び地域公共交通会議に関すること

「飯塚市地域公共交通網形成計画」に基づき、民間公共交通とコミュニティ交通の連携による持続安定的な公共交通体系の構築を目的として、交通や道路管理に携わる行政機関の関係者・民間交通事業者・地域住民の代表者等で構成される「飯塚市地域公共交通協議会」等を開催し、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保や移動の利便性向上について協議する。

4 所管施設の概要(2019年4月1日現在)

面積単位: m²

施設名	建設年	延床面積	管理状況	
飯塚市市民交流プラザ	2003	467	直営	

※飯塚市消費生活センターは、2018年10月に飯塚市市民交流プラザ 内に移転